

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
20	令和三年度子育て世帯臨時特別給付の支給に係る事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大田市は、令和三年度子育て世帯臨時特別給付の支給に係る事務の特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

令和三年度子育て世帯臨時特別給付の支給に係る事務ではシステムの保守を外部業者に委託しているが、委託先による情報の不正な利用等への対策として、受託業者との間に「個人情報の保護及び取扱いに関する契約」を締結し、また承諾のない再委託を禁止している。
内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、IDカード、パスワード及び指静脈認証により操作者を限定、追跡調査のため端末やシステムの操作記録を保存し、外部媒体への保存に制限をかけるなどの対策を講じている。

評価実施機関名

大田市長

公表日

令和8年7月13日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	令和三年度子育て世帯臨時特別給付の支給に係る事務
②事務の概要	(目的) 「令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領」(令和3年11月26日付け府政経運第399号内閣府政策統括官(経済財政運営担当)通知)に基づき、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、子育て世帯に対して、臨時特別的な給付措置として、令和3年度大田市子育て世帯等臨時特別支援事業(子育て世帯への臨時特別給付金)支給事務実施要綱を設置し支給する。 (対象者) ・令和3年9月分の児童手当法の受給者(一般支給対象者) ・平成15年4月2日から平成18年4月1日の間に生まれた高校生(もしくはこれと準ずる者を含む。)を養育している者で令和3年9月30日に本市に住所を有する者。(高校生支給対象者) ・令和3年10月1日から令和4年3月31日までに出生した新生児の児童手当受給者。(新生児支給対象者) (支給額) 対象者一人当たり100千円 大田市は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 (申請、支給方法) ・一般支給対象者に対しては、市が申し込みを行い、令和3年10月の児童手当振込口座へ振り込みを行う。口座が無い場合は、対象者からの申請により指定口座に振り込みを行う。 ・一般支給対象者以外に対しては、郵送又は窓口申請により、申請書受理後、受給資格の有無について審査を行い、給付金を振り込む。 ・新生児支給対象者に対しては、児童手当申請時に、併せて、子育て世帯等臨時特別支援事業申請書を提出してもらい、審査し、給付金を振り込む。 ・子育て世帯等臨時特別支援事業の給付金の受取拒否届出書の受理、審査
③システムの名称	令和三年度子育て世帯臨時特別給付の支給に係る事務システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

令和三年度子育て世帯臨時特別給付の支給に係る事務システムファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表 項番134 ○番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第73条 ○番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第七十三条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示 第3号
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<情報照会の根拠> ○番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 項番160 <情報提供の根拠> ○番号法第19条第8号 別表 ○番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 項番160 ○内閣府告示 総務省告示 第二号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども未来部こども政策課
②所属長の役職名	こども政策課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	大田市総務部総務課法令係 〒694-0064 島根県大田市大田町大田口1111 TEL:0854-83-8012
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	大田市こども未来部こども政策課 〒694-0064 島根県大田市大田町大田口1111 Tel:0854-83-8148
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスク対策を講じている。	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・漏えい、滅失、毀損を防ぐために、物理的安全管理措置や技術的安全管理措置を実施している。 ・特定個人情報ファイルの滅失、毀損が発生した場合に復旧できるよう、バックアップを保管している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月9日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条第1項 別表第1 項番100 「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの」 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第七十三条 法別表第一の百の項の主務省令で定める事務は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和三年法律第三十八号)第十条の特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって内閣総理大臣及び総務大臣が定めるものとする。 ○令和三年内閣府・総務省告示第一号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第七十三条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示 三 令和三年度子育て世帯臨時特別給付(新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響に鑑み、令和三年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費を使用して交付される子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金を財源として支給される給付であって、市町村(特別区を含む。)から、子育て世帯を支援する観点から支給されるものをいう。)の支給を実施するための基礎とする情報(児童扶養手当関係情報、特別児童扶養手当関係情報及び児童手当関係情報を含む。)の【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 別表第2 項番121 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号 別表第2のうち第3欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報であって主務省令で定めるもの」 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年内閣府・総務省令第七号) 第五十九条の四 法別表第二の百二十一の項の主務省令で定める事務は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって内閣総理大臣及び総務大臣が定めるものとし、同項の主務省令で定める情報は、次に掲げる情報であって内閣総理大臣及び総務大臣が定めるものとする。 一 市町村民税に関する情報 二 公的給付支給等口座登録簿関係情報 ○内閣府告示 総務省告示 第二号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年内閣府・総務省令第七号)第五十九条の四の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第五十九条の四の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を次のように定める。	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条第1項 別表 項番134 ○番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第73条 ○番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第七十三条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示 第3号	事後	
令和7年12月9日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年内閣府・総務省令第七号) 第五十九条の四 法別表第二の百二十一の項の主務省令で定める事務は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって内閣総理大臣及び総務大臣が定めるものとし、同項の主務省令で定める情報は、次に掲げる情報であって内閣総理大臣及び総務大臣が定めるものとする。 一 市町村民税に関する情報 二 公的給付支給等口座登録簿関係情報 ○内閣府告示 総務省告示 第二号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年内閣府・総務省令第七号)第五十九条の四の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第五十九条の四の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を次のように定める。	< 情報照会の根拠 > ○番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 項番160 < 情報提供の根拠 > ○番号法第19条第8号 別表 ○番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 項番160 ○内閣府告示 総務省告示 第二号	事後	
令和7年12月9日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	健康福祉部子育て支援課 子育て支援課長	健康福祉部こども政策課 こども政策課長	事後	
令和7年12月9日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ	「7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求」における請求書と同じ。	大田市健康福祉部こども政策課 〒694-0064 島根県大田市大田町大田口1111 Tel:0854-83-8148	事後	
令和7年12月9日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数	令和4年1月4日 時点	令和7年9月1日 時点	事後	
令和7年12月9日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	(なし)	評価書の内容のとおり	事後	
令和8年7月13日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉部こども政策課	こども未来部こども政策課	事後	機構改革
令和8年7月13日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	大田市健康福祉部こども政策課	大田市こども未来部こども政策課	事後	機構改革
令和8年7月13日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数	令和7年9月1日 時点	令和8年6月1日 時点	事後	